

令和3年9月10日

## 修学旅行保護者会でご質問いただいた内容への回答

先日は修学旅行保護者会にご協力いただきありがとうございました。保護者会の中でのご質問に対して、回答させていただきます。

質問	回答
見学時、夏服でブレザーを着ても構わないとのことでしたが、ブレザーは荷物になるので、セーターではだめでしょうか。	ご質問ありがとうございます。普段の学校生活に準ずる形なので、上着はブレザーをお願いします。大きな荷物は事前に送りますので、荷物も減らせるように配慮します。
保険に関する資料はどこかにアップするかもありますか。	ご質問ありがとうございます。旅行会社とも確認しまして。パンフレット、およびキャンセル料金の規定について、出させていただきます。2ページ以降をご参照ください。
持ち物などについて、臨海学校、校外学習等に準ずるとありますが、臨海学校、校外学習等の基準はどのようなものでしたか	ご質問ありがとうございます。服装に関しては、「中学生らしい華美でない服装とする。露出や柄、デザイン等が学習の場にそぐわない服装は禁止する。」という基準でした。持ち物に関しては、「学習に必要な物」という基準でした。携帯電話やアクセサリ等の学習に関係ないものは不要物として扱っていました。

以上です。

また、何かご不明な点がございましたら、問い合わせいただきますよう、よろしく申し上げます。

## Safety 2

# 学校旅行総合保険 [旅行参加者補償条項]

- ◎ご契約者 学校
- ◎対象旅行 学年単位以上で実施される旅行  
※右記のご注意をご確認ください。
- ◎補償期間 自宅を出てから自宅に戻るまで
- ◎加入単位 参加者全員  
※下記注1をご参照ください。



学校旅行総合保険の対象となるのは、修学旅行、遠足、臨海・林間学校や自然・スキー・スケート教室などで、学年単位以上で実施され、児童・生徒の全員が参加する旅行です。  
学校行事の実施については教職員が同行し十分な監視・監督が必要条件です。なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の一環として行われる旅行などは対象となりません。

この保険を利用できるのは、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、児童福祉法に定める保育所、法に基づく認定こども園に限ります。

### こんな時、保険金をお支払いします

#### 傷害

旅行中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡、または後遺障害が生じた場合、治療のため入院をした場合に、保険金をお支払いします。



#### 個人賠償責任

誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、損害賠償金などをお支払いします。



#### 救援者費用

旅行参加者に万一のことがあった場合に親族等(学校関係者を除く)の現地派遣費用などをお支払いします。



### こんなときの保険金はお支払いできません

- 故意、犯罪行為、闘争行為等
- 医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛
- 妊娠・出産等、歯科疾病 …など

※詳しくは、「学校旅行総合保険・旅行参加者補償条項の概要」にてご確認ください。

### ご契約タイプ一覧表

ご希望のご契約タイプがない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

ご契約タイプ		1	2	3
旅行参加者補償条項 (ご契約金額)	死亡・後遺障害(※)	1,000万円	2,000万円	3,000万円
	入院特別	入院期間により 1万~10万円		
	個人賠償責任(自己負担額0円)	5,000万円		
	救援者費用	50万円		
お支払いいただく保険料(1名あたり) (保険期間(保険のご契約期間))	日帰り	215円	345円	475円
	2日(1泊2日)まで	231円	372円	513円
	3日(2泊3日)まで	247円	399円	551円
	4日(3泊4日)まで	265円	428円	591円
	5日(4泊5日)まで	282円	456円	630円
	6日(5泊6日)まで	298円	483円	668円
	7日(6泊7日)まで	315円	511円	707円

注1:国内学校旅行に参加する生徒、引率の先生、および付添いの親族全員を対象として、学校で一括してご加入いただけます。  
注2:旅行参加者ごとの保険金額は全員同一金額とさせていただきます。  
注3:死亡・後遺障害の保険金額のお引受け限度額は3,000万円です。  
注4:学校旅行総合保険1契約(学校補償条項・旅行参加者補償条項合算)の最低保険料は1,000円です。  
注5:お支払い項目(補償項目)によってはご契約タイプに記載した保険金額とは異なる限度額を有するものがあります。  
●お申込みの際しましては、参加者全員(添乗員は除きます)の名簿をご提出ください。  
●人数変更の場合のお手続きは、2ページ下部をご覧ください。  
●ご契約の際は、「学校旅行総合保険・旅行参加者補償条項の概要」にてご確認ください。

(※)「後遺障害追加支払」が含まれています。(後遺障害保険金をお支払いしている場合で、傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時点で生存されているとき、お支払いした後遺障害保険金の50%に相当する額を追加してお支払いするものです。)

ご契約いただくタイプについて、補償や保険金額等お申込みの内容が、お客さまのご意向とおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。



# 新幹線運休保険

費用・利益保険 新幹線運休保険特約セット興行中止保険

**!! 注意** 乗車予定日の前日から起算して10日前までにお申込(発券)ください。それ以降のお申込(発券)はお受けできません。

乗車予定の新幹線や特急・専用列車が濃霧・台風・地震などで  
運休・運転中止・到着遅延による、万一出費に備えて!!

◎保険契約者・被保険者 学校 ◎加入単位 参加者全員 ◎対象旅行 新幹線、特急もしくは急行料金を必要とする列車、または専用列車を利用する学校旅行

## こんな時、保険金をお支払いします

学校旅行において、利用予定新幹線、特急もしくは急行料金を必要とする列車、または専用列車が地震もしくは噴火またはこれらによる津波、濃霧、台風、ストライキなどの偶然な事由により、運休、運転中止、到着遅延\*となり、被保険者(学校)が予定外の支出を余儀なくされた場合に保険金をお支払いします。

**※到着遅延とは**…乗車中の新幹線、特急もしくは急行料金を必要とする列車または専用列車が遅延し最終目的地への到着が予定時刻より2時間以上遅れることをいいます。ただし、新幹線、特急もしくは急行料金を必要とする列車または専用列車が2時間以上遅延しない場合は補償されません。



### 追加宿泊費用

予定外のホテル等の宿泊施設への宿泊を余儀なくされた場合の追加宿泊費用



### 追加交通費用

予定外の交通費の支出を余儀なくされた場合の追加交通費用



### 追加食事費用

予定外の食費の支出を余儀なくされた場合の追加食事費用

詳しくは、「新幹線運休保険の概要」にてご確認ください。

## 実際に保険金をお支払いしたケース

### 例1 運休の場合

10月3日、復路、京都→東京の新幹線に300人乗車する予定であったが、当日台風の影響により利用予定新幹線が運休となった。やむを得ず京都市内のホテルに臨時に宿泊し、翌朝東京に向けて出発した。

追加宿泊費用	ホテル宿泊代	@12,000円×300人
追加交通費用	バス代(京都駅⇄ホテル)	@1,500円×300人
追加食事費用	翌日の昼食弁当代	@1,000円×300人

合計 @14,500円 × 300人 = **4,350,000円**

### 例2 運転中止の場合

2月10日、往路、東京→新大阪の新幹線に250人乗車し、新大阪へ行く予定であったが、大雪により名古屋で運転が中止となった。当日は時間的に移動不可能のため名古屋に宿泊し、翌日新大阪に向い、2日目より当初予定のコースで行動した。

追加宿泊費用	名古屋でのホテル宿泊代	@15,000円×250人
追加交通費用	バス代(名古屋駅~ホテル~名古屋駅)	@2,000円×250人
追加食事費用	JR車中での昼食弁当代	@1,000円×250人
	予定していた新大阪のホテルの宿泊代払戻額	▲@12,000円×250人

合計 @6,000円 × 250人 = **1,500,000円**

詳しくは、「新幹線運休保険の概要」にてご確認ください。

## 保険料(1名1乗車(1乗車とは同一駅構内での乗り継ぎを含みます)につき)

支払限度額	新幹線を利用する場合(※1)	新幹線を利用しない場合(※2)
20,000円	135円	170円
15,000円	105円	130円

※1: 新幹線、ならびに新幹線と接続する特急または急行料金を必要とする列車が対象となります。「新幹線⇄新幹線間の乗り継ぎ」または「新幹線⇄特急・急行列車間の乗り継ぎ」を同一駅構内でおこなう場合は、1乗車とみなします。

※2: 特急または急行料金を必要とする列車、臨時列車などの団体専用列車が対象となります。「特急・急行・専用列車⇄特急・急行・専用列車間の乗り継ぎ」を同一駅構内でおこなう場合、1乗車とみなします。

注1: 新幹線運休保険は、上記以外のプランの取り扱いはできません。

注2: 1契約あたりの最低保険料は2,000円です。

●人数変更の場合のご注意は、2ページ下部をご覧ください。

●ご契約の際は、「新幹線運休保険の概要」にてご確認ください。

補償や支払限度額等お申込みの内容が、お客さまのご意向どおりかを確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

# 新型コロナウイルス感染症対応 JTB国内学校旅行キャンセル費用保険とは

学校等が取り扱う学校旅行において、**旅行参加者が新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に感染したと医師に診断され、それを理由として、学校旅行が中止 (一部の旅行参加者の中止を含みます。)** または延期となった場合に旅行会社に支払う旅行取消料を補償する保険です。

## 対象となる旅行

学校等が学校行事として実施し、学年またはそれ以上の単位で生徒を参加させる、学校の教職員が引率する日本国内の旅行

## 保険契約者・被保険者

学校等

学校等とは、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、児童福祉法に定める保育所、法に基づく認定こども園をいいます。

## 保険金をお支払いする場合

学校等が取り扱う学校旅行において、**旅行参加者が新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に感染したと医師に診断され、それを理由として、学校旅行が中止 (一部の旅行参加者の中止を含みます。)** または延期となった場合

### 保険金をお支払いする場合の例

出発3日前に生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したと医師に診断されたため、修学旅行を中止した。



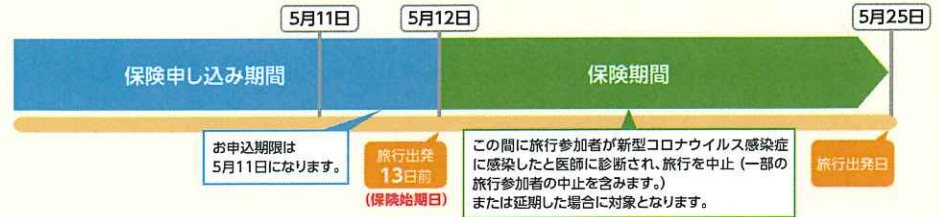
- 中学校の2泊3日の修学旅行 (出発日5/25)
- 修学旅行代金: 1名あたり8万円 (旅行参加者数200名)
- 保険金額8万円のタイプに加入

### 【お支払いする保険金】

$$\text{旅行代金 } 8\text{万円} \times \text{取消料 } 30\% \times 200\text{名} = \text{480万円のお支払い}$$

区分	取消料
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において全額料金の金額を明示した契約に限る。)	全額料金の相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算して20日以内 (日帰り旅行にあっては10日以内) に当たる日に解除する場合 (ロからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算して20日以内 (日帰り旅行にあっては10日以内) に当たる日に解除する場合 (ロからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ホ 旅行開始日より前日に解除する場合 (ハに相当する場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

## 保険申し込み期間と保険期間について



## ✕ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 関係者\*の新型コロナウイルス感染症の感染またはその拡大に対する故意、重大な過失または法令違反
- ② 関係者の興行 (学校旅行) に関する準備もしくは取り決め上の過失またはそのような準備もしくは取り決めに関する関係者間の紛争もしくは意見の相違
- ③ 関係者による犯罪行為もしくは闘争行為 (労働争議を除きます。)
- ④ テロ行為 (政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれらと連帯する者が、その主義または主張に対して行う暴力的行為 (示威行為、脅迫行為および生物兵器または化学兵器等を用いた加害行為を含みます。)
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) に規定する感染症にかかること、かかっている疑いがあることまたはかかるおそれがあること。ただし、興行の参加者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は除きます。
- ⑥ 補償の対象となる事由が保険期間中に発生していない場合
- ⑦ 保険契約締結の際に、既に新型コロナウイルス感染症に感染したと医師に診断された興行の参加者がいる場合 (保険契約締結時において、新型コロナウイルス感染症に感染した興行の参加者が医師の検査により陰性が確認されている場合または医師の診断により治療が認められている場合は除きます。)

\*関係者とは、保険契約者、被保険者、興行 (学校旅行) の主催者等をいいます。以下同様とします。 など

## ご選択いただく契約タイプについて

● 1名あたりの旅行代金に合わせて契約タイプをご選択ください。 \*旅行に参加するすべての児童、学生または生徒および教職員を旅行参加者数に含めてください。

旅行参加者数*	1名あたりの旅行代金	Aタイプ 1万円	Bタイプ 2万円	Cタイプ 3万円	Dタイプ 4万円	Eタイプ 5万円	Fタイプ 6万円	Gタイプ 7万円	Hタイプ 8万円	Iタイプ 9万円	Jタイプ 10万円
~ 50名		70円	130円	200円	270円	330円	400円	470円	530円	600円	670円
51 ~ 100名		100円	190円	290円	380円	480円	570円	670円	760円	860円	950円
101 ~ 150名		120円	250円	370円	490円	620円	740円	860円	990円	1,110円	1,230円
151 ~ 200名		160円	320円	470円	630円	790円	950円	1,110円	1,260円	1,420円	1,580円
201 ~ 300名		190円	390円	580円	770円	970円	1,160円	1,350円	1,550円	1,740円	1,930円
301 ~ 400名		250円	500円	750円	1,000円	1,250円	1,500円	1,750円	2,000円	2,250円	2,500円
401 ~ 500名		310円	610円	920円	1,230円	1,530円	1,840円	2,150円	2,450円	2,760円	3,070円

1名につき「1名あたりの支払限度額」を限度にお支払いします (1名あたりの支払限度額は左表のタイプ名の下に記載されている金額となります。)

また、1事故あたりの支払限度額は、「1名あたりの支払限度額」×「旅行参加者数」または2,000万円のいずれか低い額となります。

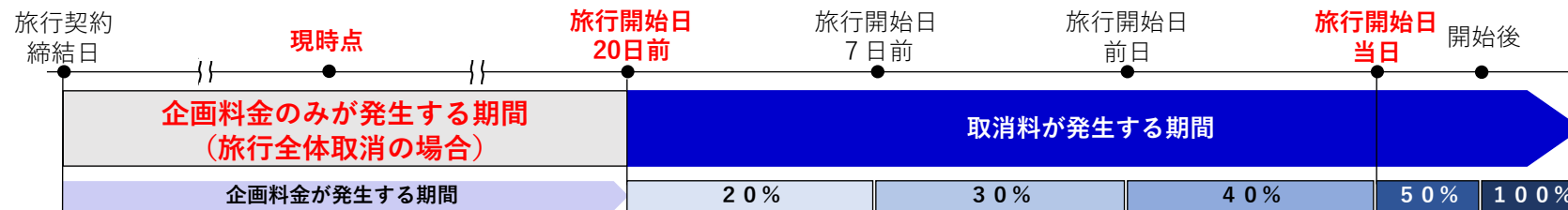
- ※1 500名を超える人数や10万円を超える1名あたりの支払限度額でのお申込みをご希望の場合は代理店までお問い合わせください。
- ※2 最低保険料は1保険契約につき10,000円です。
- ※3 保険契約締結後、旅行参加者数が増減する場合は、保険契約締結時に適用した1名あたりの保険料により追加・返還保険料を算出します。(保険期間開始後の旅行参加者数減に伴う契約内容変更や解約の場合を除きます。)

# キャンセル規定

旅行開始日の前日から起算して20日前より旅行代金の20%の取消料が発生します

## キャンセル規定について

受注型企画旅行契約では、契約書（旅行条件書及び取引条件説明書）に明示されている通り、旅行開始日の前日から起算して20日前より旅行代金の20%の取消料が発生いたします。（企画料金は旅行契約締結時点で発生いたします。）



### 国内受注型企画旅行学校用の旅行条件書

- 2021年9月9日までの取消・・・企画料金の金額（概算料金5,800円）
- 2021年9月10日以降の取消・・・旅行代金の20%（概算料金12,700円）
- 2021年9月23日以降の取消・・・旅行代金の30%（概算料金19,050円）
- 2021年9月29日以降の取消・・・旅行代金の40%（概算料金25,400円）
- 2021年9月30日の取消・・・旅行代金の50%（概算料金31,750円）
- 旅行開始後・・・旅行代金の100%（概算料金63,500円）

← 現状旅行代金での一例